

6月～7月は社協会費納入月間です！

～平成26年度社協会費納入のお願い～

社会福祉協議会は、地域の住民が主体となり、福祉関係者や団体の参加を得ながら、住民総参加による地域福祉を推進していく民間の福祉団体です。

そのため、住民の皆様や法人・企業等に会員として登録していただき、本会の活動を強力に支えていただいております。

6月～7月は社協会費納入月間です。地区の福祉活動推進員の皆さんと地区委員の皆さん（事業所のみ）がお伺いしますので、本会自主財源確保のため、今年度も市民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

◆年会費◆

◎一般会員・・・1,200円（世帯加入）◎賛助会員・・・3,000円（個人加入）

◎特別会員・・・一口5,000円（個人及び事業所加入）

※『賛助会費』又は『特別会費』は、特にご理解をいただいた個人もしくは事業所を対象に、一般会費とは別枠でお願いしております。本年度もご協力をよろしくお願いいたします。

登米市社協 津山支所 事業内容の紹介

※これらの事業は、市からの補助金のほか、皆様の会費や共同募金の配分金を財源に実施されています。

～ 地域の皆様、社協事業へのご協力ありがとうございます！！ ～

●高齢者の方のために

- ・配食サービス事業
- ・ミニデイサービス事業
- ・非常時持出袋贈呈事業
- ・緊急災害連絡カード発行事業
- ・ひとり暮らし高齢者交流会開催
- ・高齢者趣味活動支援事業

●ボランティア育成のために

- ・災害ボランティアセンター事業
- ・ボランティアセンター事業
- ・ボランティア養成講座の開催
- ・ボランティアセンターだよりの発行

●地域福祉のために

- ・小地域ネットワークの推進
- ・支所だよりの発行
- ・チャリティーバザーの開催

●児童・青少年のために

- ・ボランティア協力校指定事業
- ・福祉体験講座の開催
- ・ボランティアこどもまつりの開催

●障害児・者や

- 母子・父子家庭のために
- ・レクリエーション交流活動の推進

●介護が必要な方のために

- ・移送サービス事業
- ・福祉用具貸出事業
- ・家族介護者交流事業

●困っている人のために

- ・生活相談所開催
- ・生活安定資金&生活福祉資金貸付事業
- ・日常生活自立支援事業

（まもり一ぶ）

●共同募金運動の推進のために

- ・赤い羽根募金&歳末募金の推進

～生活相談所・法律相談所のお知らせ～

生活相談所 家庭内のトラブルや苦情問題、行政に対する相談など…

★予約は必要ありません 開催場所：津山老人福祉センター2階集会室

平成26年5月16日（金）・6月20日（金）・7月18日（金）：午前10時～正午

法律相談所 法律に関すること（相続や契約、土地の境界問題）など…

★予約が必要です！！ 相談時間：1人30分間（司法書士が対応いたします）

平成26年5月16日（金） 登米老人福祉センター（0220-52-4889）

平成26年6月12日（木） 東和地域福祉センター（0220-45-2139）

平成26年7月23日（水） 南方環境改善センター（公民館）（0220-58-2167）

※いずれも開催時間は午後1時～4時まで

